２　令第十四条第一項（令第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、法第十五条第一項第一号若しくは第二項又は法第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた参考人又は法第十五条第一項第三号若しくは法第四十六条第一項第三号の鑑定人に対して支給する旅費の額は、行政職俸給表（一）の二級の職務にある者が旅費法及び旅費令の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の額と同一とする。

３・４　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第二十四号

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第八十号）の施行に伴い、並びに予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び第十二条第一項並びに予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第三条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者） **第二条の六**　（略） （帯状疱疹の予防接種の対象者） **第二条の七**　令第三条第一項の表帯状疱疹の項下欄第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。 **第二条の八～第二条の十**　（略） （報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。	（新型コロナウイルス感染症の予防接種の対象者） **第二条の六**　（略） （新設） **第二条の七～第二条の九**　（略） （報告すべき症状） **第五条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であって、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）
水痘、帯状疱疹	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

対象疾病	症状	期間
（略）	（略）	（略）
水痘	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）